

平成30年第10回栗原市農業委員会総会議事録

平成30年10月29日午後1時30分、下記の件の議定のため、平成30年第10回栗原市農業委員会総会を、栗原市役所金成庁舎に招集した。

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 報告第 1号 農地の現状変更届出について
- 日程第 5 報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 6 報告第 3号 使用貸借権の解約通知について
- 日程第 7 報告第 4号 農地法第5条の規定による許可申請取下願について
- 日程第 8 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可取消願について
- 日程第 9 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第10 議案第 3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第11 議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第12 議案第 5号 農用地利用集積計画について
- 日程第13 議案第 6号 農用地利用配分計画について
- 日程第14 議案第 7号 非農地証明願について
- 日程第15 議案第 8号 農業振興地域整備計画の変更について

1 出席委員 (24名)

- | | |
|-------------------|---------------|
| 1番 三浦正勝 委員、 | 2番 大黒昭夫 委員、 |
| 3番 阿部一信 委員、 | 4番 吉田優俊 委員、 |
| 5番 岩淵敬一 委員、 | 6番 佐竹きみ子 委員、 |
| 7番 狩野善典 委員、 | 8番 大場裕之 委員、 |
| 9番 曾根金雄 委員、 | 10番 千葉優子 委員、 |
| 11番 鈴木春江 委員、 | 12番 尾形陽一郎 委員、 |
| 13番 及川正一 委員、 | 14番 多田仁一 委員、 |
| 15番 佐々木吉司 委員、 | 16番 菅原英俊 委員、 |
| 17番 岩渕弘 委員、 | 18番 佐々木弘 委員、 |
| 19番 佐藤勝 委員、 | 20番 狩野和義 委員、 |
| 21番 秋山憲義 委員、 | 22番 米山嘉彦 委員、 |
| 23番 黒澤光啓 会長職務代理者、 | 24番 鈴木康則 会長 |

2 欠席委員 (0名)

3 議事に参与した者

| | |
|-----------|---------|
| 事務局長 | 小野寺 昭 仁 |
| 事務局長補佐 | 阿 部 泰 憲 |
| 主幹兼農地農政係長 | 小野寺 崇 |
| 農地農政係 主査 | 菅 原 賢 一 |
| 農地農政係 主査 | 千 葉 美 香 |

(午後1時30分 開会)

議長 (会長)

ご起立願います。「ご苦労様です。」ご着席願います。

只今から、平成30年第10回栗原市農業委員会総会を開会いたします。

議長 (会長)

ただいまの出席委員は24名であります。定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

議長 (会長)

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、議案説明等のため、事務局長ほか、関係職員を出席させております。

議長 (会長)

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、議席番号10番 千葉 優子 委員、議席番号13番 及川 正一 委員の両名を指名いたします。

議長（会長）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

— [異議なし] の声 —

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日間と決定しました。

議長（会長）

日程第3、事務報告をいたします。

事務局長から報告いたさせます。

事務局長

9月27日から10月29日までの事務・事業結果並びに10月30日から12月10日までの事務・事業予定について、報告。

議長（会長）

これで、日程第3、事務報告を終わります。

議長（会長）

日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、を報告します。

第1区の番号1番の1案件について、事務局から報告いたさせます。

事務局

番号1番は、築館地区の田1筆 2, 508㎡、市道改良工事の残土を利用した耕作条件改善のための盛土で、完了後は、水稻を作付する旨の1案件を説明報告。

議長（会長）

次に、去る10月24日、議席番号22番 米山 嘉彦 委員、農地利用最適化推進委員の 大澤 洋介 委員及び 佐藤 秀男 委員が、現地確認を行っておりますので、その結果の報告をお願いします。

それでは、佐藤 秀男 推進委員から報告願います。

佐藤 秀男 推進委員

報告第1号の番号1番は、事務局から説明があったとおり、耕作条件改善のための盛土であり、周囲にも何らかの影響も与えるものでないと確認してまいりました。以上報告いたします。

議長（会長）

これで、日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、報告を終わります。

議長（会長）

日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告します。

第1区の番号1番から3番までの3案件、第2区の番号4番の1案件、第3区の番号5番の1案件、併せて5案件について、事務局から報告いたします。

事務局

番号1番は、築館地区の田1筆 884㎡、議案第5号の農用地利用集積計画関連で所有権移転売買を行うための農地法の賃貸借権設定解約の1案件、

番号2番は、一迫地区の田1筆 5,721㎡、畑3筆 1,216㎡、合計 6,937㎡、借受人が高齢になったための双方合意による農地法の賃貸借権設定解約の1案件

番号3番は、一迫地区の田1筆 3,032㎡、議案第5号の農用地利用集積計画関連で所有権移転売買を行うための基盤法の賃貸借権設定解約の1案件

番号4番は、若柳地区の田1筆 2,978㎡、議案第2号の農地法3条許可関連で所有権移転売買を行うための農地法の賃貸借権設定解約の1案件、

番号5番は、栗駒地区の田2筆 471㎡、畑2筆 361㎡、合計 832㎡、子に贈与を行うための農地法の賃貸借権設定解約の1案件、

以上、5案件を説明報告。

議長（会長）

これで、日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について報告を終わります。

議長（会長）

日程第6、報告第3号 使用貸借権の解約通知について、報告します。

第1区の番号1番及び2番の2案件、第2区の番号3番及び4番の2案件、第3区の番号5番及び6番の2案件、併せて6案件について、事務局から報告いただきます。

事務局

番号1番及び2番は関連で、築館地区の田1筆 260㎡、県工事の荒川築堤工事の用地買収に係る農地中間管理事業の関連案件で、双方合意による農地中間管理事業の賃貸借権設定解約及び基盤法の使用貸借権設定解約の2案件、

番号3番は、金成地区の畑1筆 44, 714㎡の内 44, 590㎡、営農型太陽光発電施設の事業計画見直で双方合意による基盤法の使用貸借権設定解約の1案件、

番号4番は、志波姫地区の田1筆 909㎡、議案4号の農地法5条許可関連で農業用施設用地に転用するための双方合意による農地法の使用貸借権設定解約の1案件

番号5番は、栗駒地区の畑1筆 301㎡、議案第2号の農地法3条許可関連で所有権移転交換を行うための双方合意による農地法の使用貸借権設定解約の1案件

番号6番は、栗駒地区の畑1筆 438㎡、議案第4号の農地法5条許可関連で宅道及び農機具置場に転用するための双方合意による農地法の使用貸借権設定解約の1案件、

以上、6案件を説明報告

議長（会長）

これで、日程第6、報告第3号 使用貸借権の解約通知について、報告を終わります。

議長（会長）

日程第7、報告第4号 農地法第5条の規定による許可申請取下げ願について、を報告します。

第2区の番号1番の1案件について、事務局から報告いただきます。

事務局

番号1番は、金成地区の畑1筆 44, 714㎡の内 124㎡、営農型太陽発電施設の業務用地としての一時転用で平成30年7月に許可申請したが、その後、事業計画に見直しが生じたため、取下げを願い出る旨の1案件を説明報告。

議長（会長）

これで、日程第7、報告第4号 農地法第5条の規定による許可申請取下げ願について、報告を終わります。

議長（会長）

日程第8、議案第1号 農地法第3条の規定による許可取消願について、を議題といたします。

第2区の番号1番の1案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いただきます。

事務局

番号1番は、金成地区の畑1筆 44, 714㎡、営農型太陽光発電設備の設置目的で平成30年7月27日に区分地上権設定が許可されたが、その後、下部で実施する予定であった事業計画に見直しが生じたため、許可の取消しを求める旨の1案件を説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可取消願についての、番号1番の1案件は原案のとおり取り消すことに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第1号 農地法第3条の規定による許可取消願についての、番号1番の1案件は、原案のとおり取り消すことに決しました。

議長（会長）

日程第9、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

初めに、第1区の番号1番及び2番の2案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

番号1番は、築館地区の田1筆 7, 105㎡、畑1筆 2, 458㎡、合計 9, 563㎡、畜産経営を開始する相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号2番は、一迫地区の畑1筆 478㎡、空き家に付属する農地指定を受けた農地を宅地と一体的に購入し、自家野菜畑として利用するための所有権移転売買の1案件、

以上、2案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長（会長）

次に、現地確認調査の結果報告をお願いします。

それでは、佐藤 秀男 推進委員から報告願います。

佐藤 秀男 推進委員

現地確認調査結果について、報告いたします。

詳細については、事務局が説明したとおりであり、相手方の要望や空き家に付属する農地指定を受けた農地の所有権移転売買であり、特に問題ないものと判断しました。ご審議の程よろしく願いいたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号3番から9番までの7案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

番号3番は、若柳地区の田1筆 2, 978㎡、畑1筆 82㎡、合計 3,060㎡、遠隔地居住にて耕作管理が困難なための相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号4番は、若柳地区の田5筆 6,164㎡、畑2筆 1,143㎡、合計 7,307㎡、農業者年金継続受給のための親子間の経営継承による使用貸借権設定の1案件、

番号5番は、志波姫地区の田1筆 1,241㎡、畑1筆 662㎡、合計 1,903㎡、労力不足のための相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号6番は、志波姫地区の田1筆 5,919㎡、相手方の労力不足のための経営規模拡大による所有権移転売買の1案件、

番号7番は、志波姫地区の畑1筆 13㎡、

番号8番は、志波姫地区の畑1筆 28㎡、いずれも、相手方の耕作不便のための経営規模拡大による所有権移転贈与の2案件

番号9番は、築館・志波姫地区の田22筆 29,439㎡、畑5筆 5,227㎡、合計 34,666㎡、農業後継者へ贈与するための親子間の経営継承による所有権移転贈与の1案件、

以上、7案件が許可要件を満たしているころを説明。

議長（会長）

次に、去る10月25日、議席番号11番 鈴木 春江 委員、農地利用最適化推進委員の 佐々木 剛 委員 及び 氏家 勝子 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、議席番号11番 鈴木 春江 委員から報告願います。

議席番号11番 鈴木 春江 委員

報告いたします。

議案第2号の番号3番から9番までの詳細については、事務局から説明あったとおりであります。労働力不足や親子間の経営移譲、規模拡大による売買や贈与となっており、許可にあたっては、特に問題ないものと判断いたしました。ご審議の程、よろしくお願いたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号10番から15番までの6案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

番号10番は、栗駒地区の田1筆 983㎡、市外取得者の案件で相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号11番は、栗駒地区の田4筆 1,277㎡、畑1筆 313㎡、合計 1,590㎡、経営規模拡大のための相手方の要望による親戚間の所有権移転贈与の1案件、

番号12番は、栗駒地区の田8筆 11,342㎡、畑1筆 445㎡、合計 11,787㎡、農業後継者に贈与するための孫への経営継承による所有権移転贈与の1案件、

番号13番は、栗駒地区の畑1筆 328㎡、

番号14番は、栗駒地区の畑1筆 301㎡、関連で農地を相互に交換し、隣接農地と一体利用するための所有権移転交換の2案件、

番号15番は、花山地区の田8筆 9,515㎡、畑2筆 2,464㎡、合計 11,979㎡、農業後継者に贈与するための親子間の経営継承による所有権移転贈与の1案件、

以上、6案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長（会長）

次に、去る10月25日、議席番号7番 狩野 善典 委員、農地利用最適化推進委員の伊藤 重行 委員 及び 佐藤 みき 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、伊藤 重行 推進委員から報告願います。

伊藤 重行 推進委員

議案第2号の番号11番、12番、15番については書類審査、番号10番、13番14番については、現地確認を行ってまいりましたので、報告いたします。

番号10番は、市外取得者の売買であります、隣接する宅地と一体的に取得し、移住するとのことであり、特に問題はないものと判断してまいりました。

番号13番、14番は、昔から交換して利用していたため、名義を変更するための交換であり、特に問題ないものと判断してまいりました。

番号11番、12番、15番についても、経営規模拡大や経営継承の贈与であり、特に問題ないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から15番までの15案件は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から15番までの15案件は、原案のとおり許可することに、決定いたしました。

議長（会長）

日程第10、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。

初めに、第1区の番号1番の1案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

番号1番は、高清水地区の畑1筆 197㎡を転用し、自宅敷地に隣接する自家用車庫1棟を建築造成するものであり、農地区分は、宅地や山林に囲まれた小集団の生産性

の低い農地である第2種農地で取り扱う旨の1案件を説明。

議長（会長）

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐藤 秀男 推進委員から報告願います。

佐藤 秀男 推進委員

番号1番の詳細については、事務局から説明のあったとおりであります。自宅敷地に隣接する農地の転用であり、特に支障はないものと確認してきましたので、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号2番の1案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

番号2番は、志波姫地区の畑1筆326㎡の内230.98㎡を転用するものであり、7月に一度転用申請を提出し許可を受けていたが、駐車場がさらに不足したため、自家用及び来客用駐車場を造成するものであり、農地区分は、宅地等に囲まれた小集団の生産性の低い農地である第2種農地で取り扱う旨の1案件を説明。

議長（会長）

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐々木 剛 推進委員から報告願います。

佐々木 剛 推進委員

番号2番について、現地確認を行ってきましたので、報告いたします。

詳細については、事務局から説明があつとおりであり、許可にあたっては、特に問題はないものと確認してきましたので、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についての、番号1番及び2番の2案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についての番号1番及び2番の2案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長（会長）

日程第11、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

初めに、第1区の番号1番から8番までの8案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

番号1番は、築館地区の畑1筆 331㎡、所有権移転売買により譲り受け、住宅1棟及び駐車場を建築造成ものであり、農地区分は、都市計画区域内の用途地域に該当する第3種農地である旨の1案件、

番号2番は、築館地区の田1筆 775㎡の内 6.48㎡、所有権移転売買により譲り受け、既存住宅敷地に合わせ、雨水排水用土水路を設置するものであり、農地区分は、宅地に囲まれた小集団の生産性の低い農地である、第2種農地である旨の1案件

番号3番は、築館地区の田1筆 1,029㎡、貸し人が代表となっている会社が賃貸

借権設定により借り受け、従業員駐車場を造成するものであり、農地区分は、都市計画区域内の用途地域に該当する第3種農地である旨の1案件、

番号4番から7番までは、同一関連事業で、

番号4番は、築館地区の田2筆 3,077㎡の内 87.03㎡、

番号5番は、築館地区の田1筆 3,056㎡の内 107.64㎡、

番号6番は、築館地区の田1筆 3,087㎡の内 74.74㎡、

番号7番は、築館地区の田1筆 3,066㎡の内 74.96㎡、いずれも、賃貸借権設定により借り受け一時転用し、県工事である荒川築堤工事における仮設道路及び車両待避所として4ヶ月間使用するものであり、農地区分は、農用地区域に該当するが一時的な転用であるので、不許可の例外規定で取り扱う旨の4案件、

番号8番は、高清水地区の畑1筆 364㎡、所有権移転売買により譲り受け、住宅1棟及び駐車場を建築造成するものであり、農地区分は、栗原市高清水総合支所から300m以内に存する農地である、第3種農地である旨の1案件、

以上、8案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長（会長）

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、大澤 洋介 推進委員から報告願います。

大澤 洋介 推進委員

議案第4号、農地法第5条許可申請について、現地の確認調査を行ってきましたので、報告します。

番号1番は、位置図等でも分かるように、栗原中央病院付近の宮野中央地区の案件で、下水道も接続されているので、特に問題はないものと、

番号2番は、測量の結果、既存住宅敷地内に農地が入っていたもので、測量の結果による転用であるので、特に問題はないものと、

番号3番は、既存施設に隣接する農地への駐車場造成で、敷き砂利による駐車場整備ということで、隣接する農地にも影響はないものと、

番号4番から7番までは、県発注の工事で4ヶ月間の一時転用の案件で、例外規定の取り扱いとなるもので、特に問題はないものと、

番号8番は、JA栗っこ高清水支所に隣接する農地で、下水道の汚水ますも完備されており、特に問題はないものと、判断してまいりました。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号9番及び10番の2案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

番号9番は、若柳地区の田1筆 331㎡、所有権移転売買により譲り受け、住宅1棟駐車場及び庭を建築造成ものであり、農地区分は、栗原市若柳総合支所から300m以内に存する農地である、第3種農地である旨の1案件、

番号10番は、志波姫地区の田1筆 909㎡、使用貸借権設定により父から借り受け牛舎1棟及び飼料置場を建築造成するものでありますが、昨年11月に農振地域からの除外許可を受けておりましたが、転用許可を取らずに建築造成していたものであり、始末書の提出をいただいている案件。農地区分は、農用区域に該当するが、牛舎等の農業用施設用地として使用するものであるため、不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件、

以上、2案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長（会長）

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐々木 剛 推進委員から報告願います。

佐々木 剛 推進委員

議案第4号、農地法第5条許可申請について、報告します。

番号9番は、以前から隣接地において転用の許可が出ている案件であり、引き続きの転用であるため、特に問題はないものと、

番号10番は、以前に農振除外の許可が出されたが、転用の許可を受けずに誤って建築造成されたものであり、今回は、始末書の提出もいただいているため、いたし方ないものと判断しました。

以上、2案件についてご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号11番の1案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

番号11番は、栗駒地区の畑1筆 438㎡、使用貸借権設定により父から借り受け、既存宅地敷への接続道路及び不足する農機具置場（ビニールハウス）を建築造成するものであるが、既存宅地への接続道路については、以前から利用していた経緯があり、始末書の提出をいただいている案件。農地区分は、1種農地に該当するが、拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないので、不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件が、許可要件を満たしていることを説明。

議長（会長）

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号7番 狩野 善典 委員から報告願います。

議席番号7番 狩野 善典 委員

議案第4号、農地法第5条許可申請について、現地確認をしてきましたので、報告します。

番号11番の転用目的は、既存敷地に隣接し、通路及び農機具置場を設置するということとありますが、既に通路等においては整備されている状況でありました。始末書の提出もいただいている案件でありますので、ご審議の程、よろしく願います。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から11番までの11案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についての番号1番から11番までの11案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長（会長）

ここで、午後 2時45分まで休憩します。

（休憩 午後 2時33分から2時45分まで）

議長（会長）

それでは、休憩をとき、会議を再開します。（午後 2時45分）

日程第12、議案第5号、農用地利用集積計画について、を議題といたします。

初めに、第1区の番号1番から3番までの3案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

番号1番は、築館地区の田1筆 884㎡、所有権移転売買の1案件、

番号2番は、一迫地区の田1筆 3,032㎡、所有権移転売買の1案件、

番号3番は、一迫地区の田2筆 3,518㎡、新規の使用貸借権設定の1案件、

以上、3案件を説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号4番から7番までの4案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

番号4番は、若柳地区の田1筆 2, 012㎡、所有権移転売買の1案件、

番号5番は、若柳地区の田4筆 3, 438㎡、農地中間管理事業の新規の賃貸借権設定の1案件、

番号6番は、金成地区の田27筆 20, 650㎡、農地中間管理事業の新規の賃貸借権設定の1案件、

番号7番は、志波姫地区の田10筆 20, 076㎡、所有権移転売買の1案件、

以上、4案件を説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号8番から12番までの5案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

番号8番は、栗駒地区の田1筆 270㎡、市外者からの所有権移転売買の1案件、

番号9番は、栗駒地区の田4筆 7, 178㎡、所有権移転売買の1案件、

番号10番は、栗駒地区の田3筆 4, 624㎡、農地中間管理事業の新規の賃貸借権設定の1案件、

番号11番は、栗駒地区の田2筆 4, 390㎡、農地中間管理事業の新規の使用貸借権設定の1案件、

番号12番は、鶯沢地区の田2筆 49㎡、所有権移転売買の1案件、

以上、5案件を説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号1番から12番までの12案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第12、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号1番から12番までの12案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長（会長）

日程第13、議案第6号 農用地利用配分計画について、を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限に該当する案件がありますので、先に審議を行います。

初めに、第2区の番号2番の1案件を審議します。

議席番号19番 佐藤 勝 委員は、議事参与の制限に当たりますので退席願います。

議長（会長）

暫時休憩します。

（午後 2時50分、議席番号19番 佐藤 勝 委員 退席）

議長（会長）

会議を再開します。（午後 2時51分）

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

番号1番から4番までは、全てが議案第5号の農用地利用集積計画関連となっており、貸人は農地中間管理機構となります。

番号2番は、金成地区の田27筆 20,650㎡、新規の賃貸借権設定の1案件を説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第6号 農用地利用配分計画についての、番号2番の1案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第13、議案第6号 農用地利用配分計画についての、番号2番の1案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長（会長）

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号19番 佐藤 勝 委員の入場を許可します。

議長（会長）

暫時休憩します。

（午後 2時53分、議席番号19番 佐藤 勝 委員 着席）

議長（会長）

会議を再開します。（午後 2時54分）

第2区の番号1番の1案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

番号1番は、若柳地区の田4筆 3, 438㎡、新規の賃貸借権設定の1案件を説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号3番及び4番の2案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

番号3番は、栗駒地区の田3筆 4, 624㎡、新規の賃貸借権設定の1案件

番号4番は、栗駒地区の田2筆 4, 390㎡、新規の使用貸借権設定の1案件、

以上、2案件を説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第6号、農用地利用配分計画についての、番号1番、番号3番及び4番の3案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第13、議案第6号 農用地利用配分計画についての、番号1番、番号3番及び4番の3案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長（会長）

日程第14、議案第7号 非農地証明願について、を議題といたします。

第1区の番号1番の1案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

番号1番は、高清水地区の畑1筆 15㎡、願出地は、昭和53年12月頃に隣接地の土地所有者において、土留め擁壁工事及びフェンス設置工事をした際、境界を越えて設置してしまったものであり、宅地への地目変更を願い出た旨の1案件を説明。

議長（会長）

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号22番 米山 嘉彦 委員から報告願います。

議席番号22番 米山 嘉彦 推進委員

議案第7号、非農地証明願について、現地確認調査を行ってまいりましたので、報告いたします。

番号1番について、事務局から説明があったとおり、JA栗っこ高清水支所の宅地に隣接する農地において、測量した結果、フェンス等が境界を越えて設置されていたものであり、特に問題はないものと判断してまいりました。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第7号、非農地証明願についての、番号1番の1案件は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第14、議案第7号 非農地証明願についての、番号1番の1案件は原案のとおり承認することに決しました。

議長（会長）

日程第15、議案第8号 農業振興地域整備計画の変更について、を議題とします。

初めに、第1区の番号1番から6番までの6案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

初めに、変更内容についてでは、農用地区域に編入する面積が50.12a、農用地区域から除外する面積が109.13a、差引増減として59.01aの減少、また、用途区分の変更が8.63aとなります。

番号1番は、築館地区の田2筆 1,075㎡、建設業の事業拡大に伴う資材置場整備のための除外で、転用申請に至った際の農地区分は、農地に広がりが見られる第1種農地に該当するが、既存敷地の2分の1以内の拡張による不許可の例外規定に該当する旨を、

番号2番は、築館地区の田1筆 863㎡、農業規模拡大による農業用資材置場整備のための用途区分変更で、転用申請に至った際の農地区分は、農用地区域内にある農地に該当するが、農業用施設になるので不許可の例外規定に該当する旨を、

番号3番は、高清水地区の田1筆 250㎡、自営している自動車修理工場の駐車場整備のための除外で、転用申請に至った際の農地区分は、宅地雑種地に囲まれた小集団の第2種農地に該当する旨を、

番号4番は、瀬峰地区の田3筆 1,584㎡、

番号5番は、瀬峰地区の田4筆 1,793㎡、

番号6番は、瀬峰地区の田2筆 809㎡、いずれも、農業競争力強化基盤整備事業を活用し、農用地の集団化、圃場整備を図るための編入である旨を、

以上、6案件を説明。

議長（会長）

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号22番 米山 嘉彦 委員から報告願います。

議席番号22番 米山 嘉彦 委員

議案第8号について、報告いたします。

番号1番は、山林に囲まれた農地で既存敷地に隣接していることから、致し方ないものと、

番号2番は、農業用施設である資材置場の整備であり、農業規模拡大のためによるものなので、特に問題はないものと、

番号3番は、自動車修理工場を経営している敷地の隣接地に、従業員駐車場等が不足していることから拡張するものなので、特に問題はないものと、

番号4番から6番までは、基盤整備事業による編入で、農業を再生する上で必要なものだと判断している。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号7番から15番までの9案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

番号7番は、若柳地区の田2筆 324㎡、自営している貸し倉庫の駐車場スペースを増設するための除外で、転用申請に至った際の農地区分は、農地に広がりが見られる第1種農地に該当するが、既存敷地の2分の1以内の拡張による不許可の例外規定に該当する旨を

番号8番は、金成地区の田1筆 278㎡、農業競争力強化基盤整備事業を活用し、農用地の集団化、圃場整備を図るための編入である旨を、

番号9番は、金成地区の田1筆 548㎡、平成29年10月に除外申請し除外になった土地について、事業計画が廃止となったことから、周辺農地と同じく農地として使用するための編入である旨を、

番号10番は、金成地区の田6筆 合計 4,213㎡、法人の事業拡大に伴う鉄板加工工場及び資材置場整備のための除外で、転用申請に至った際の農地区分は、宅地等に囲まれた小集団の第2種農地に該当する旨を、

番号11番は、金成地区の畑1筆 606㎡、自己所有地に住宅1棟及び駐車場を建築造成するための除外で、転用申請に至った際の農地区分は、農地に広がりが見られる第1種農地に該当するが、集落に接続しているので不許可の例外規定に該当する旨を、

番号12番は、金成地区の田1筆 844㎡、事業を拡大し法人化したことに伴い、事務所近隣地に資材・建設機械置場の整備を行うための除外で、転用申請に至った際の農地区分は、農地に広がりが見られる第1種農地に該当するが、集落に接続しているので不許可の例外規定に該当する旨を、

番号13番は、金成地区の田1筆 168㎡の内 11.03㎡、自宅の建替えに伴う宅道整備のための除外で、転用申請に至った際の農地区分は、農地に広がりが見られる第1種農地に該当するが、既存敷地の2分の1以内の拡張による不許可の例外規定に該当する旨を、

番号14番は、志波姫地区の田2筆 2,742㎡、建設業の事業拡大に伴う資材置場整備のための除外で、転用申請に至った際の農地区分は、農地に広がりが見られる第1種農地に該当するが、既存敷地の2分の1以内の拡張による不許可の例外規定に該当する旨を、

番号15番は、志波姫地区の畑1筆 348㎡、父が所有している土地に住宅1棟及び駐車場を建築造成するための除外で、転用申請に至った際の農地区分は、農地に広がりが見られる第1種農地に該当するが、集落に接続しているので不許可の例外規定に該当する旨を

以上、9案件を説明。

議長（会長）

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、氏家 勝子 推進委員から報告願います。

氏家 勝子 推進委員

議案第8号について、現地確認調査の報告を申し上げます。

番号8番及び9番の2件については、圃場整備や農地として使用するための編入となっております。

番号7番、番号10番から15番までの7件については、事業の拡張による駐車場や資材置場、工場や住宅の建設に伴う除外申請であり、転用基準である小集団農地、既存施設の2分の1や集落接続の例外規定にもなっていることから、特に問題はないものと判断してきました。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号16番の1案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

番号16番は、栗駒地区の田1筆 1, 903㎡の内 500㎡、事業所敷地の南側に事業拡大に伴う駐車場及び資材置場整備のための除外で、転用申請に至った際の農地区分は、農地に広がりが見られる第1種農地に該当するが、既存敷地の2分の1以内の拡張による不許可の例外規定に該当する旨の1案件を説明。

議長（会長）

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号7番 狩野 善典 委員から報告願います。

議席番号7番 狩野 善典 委員

現地確認を行ってきましたので、報告をいたします。

番号16番の申請地は、生コン事業を営む申請者の所有地を駐車スペースが不足するため整備するものであり、北側は既存の事業所用地、東側は市道、西側は水路となっており、隣接する農地にも特に影響はないものと確認してまいりました。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

議長（会長）

はい、18番 佐々木 弘 委員。

議席番号18番 佐々木 弘 委員

公図を見ると、申請地の北側隣接地が登記上、田になっているが、この取り扱いは法面になるのか、どのような扱いになるのか、現地確認してきた委員さんに伺いたい。

議長（会長）

議席7番 狩野 善典 委員 説明。

議席7番 狩野 善典 委員

現地確認時の事務局からの説明では、法面として防護シートを張って活用する旨の説明であった。

議長（会長）

はい、事務局、補足説明

事務局

補足説明させていただきます。

申請地の北側の田については、既に農振区域から除外されており、今回申請地が農振区域から除外され時点で、今回の申請地と一緒に、農地の転用許可申請をしていただき、審議する予定である。

議長（会長）

よろしいですか。

他に、質問ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第8号 農業振興地域整備計画の変更についての、番号1番から16番までの16案件は、問題なしと意見を附し、栗原市長に通知することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第15、議案第8号 農業振興地域整備計画についての、番号1番から16番までの16案件は、問題なしと意見を附し、栗原市長に通知することに決しました。

会長（会長）

以上をもちまして、会議案件は全て議了いたしました。

よって、これで平成30年第10回栗原市農業委員会 総会を閉会いたします。

ご起立願います。ご苦勞様でした。

< 午後 3時40分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名捺印する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員